



2019年12月20日

各 位

会 社 名 新明和工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 五十川 龍之
(コード番号 7224 東証第一部)
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
問 合 せ 先 経営企画本部 広報・IR部長 実平 典子
(TEL 0798-56-5002)

新たな株式インセンティブ・プランの導入について

当社は、2019年12月20日開催の取締役会において、創業100周年を迎えるに当たり、役職員が一丸となって中長期的な企業価値を一層高めるインセンティブとして、役職員向けに新たな株式インセンティブ・プランを導入することを決定いたしました。

当社取締役に対しては、2020年6月開催予定の定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、詳細につきましては決定次第お知らせいたします。

また、当社本雇用者及びこれに準ずる従業員に対しては、これまでの当社の発展への貢献に感謝の意を表するとともに、創業100周年の喜びを分かち合い、更なる企業価値の増大に向けての従業員のモチベーションの向上を企図して、「新明和グループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)を通じた当社の発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の付与(以下、「本スキーム」といいます。)を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

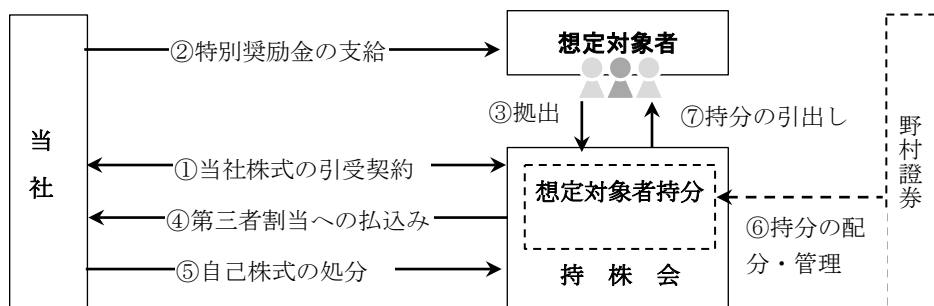
記

1. 本スキームの導入目的

当社は、従業員の福利厚生の一環として、持株会に加入する従業員に奨励金を付与しております。これは、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を行うことで勤労意欲を向上させることに加え、株主の視点に立ち企業価値の向上に関心を持つことで、当社の中長期的な企業価値を増大させることを企図したものです。

今般、この考え方を更に推し進め、当社本雇用者及びこれに準ずる従業員のうち持株会の会員(以下、「想定対象者」といいます。)を対象として特別奨励金を付与し、当該奨励金を拠出することにより持株会に自己株式を割り当てる本スキームを導入することといたしました。本日以降、本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な企業価値を共有することにつながると考えております。

2. 本スキームの仕組み



- ① 当社は持株会に対して自己株式の処分を行う株式引受契約を持株会との間で締結します。
- ② 当社は想定対象者に特別奨励金を支給します。
- ③ 想定対象者は支給された特別奨励金を持株会に抛出します。
- ④ 持株会は想定対象者から抛出された特別奨励金を取りまとめ本第三者割当について払込みを行います。
- ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割り当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、持株会内の想定対象者持分に配分・管理されます。
- ⑦ 想定対象者は個人名義の証券口座に割り当てられた当社株式を引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、本日開催の取締役会において、現在保有する自己株式4,812,199株(2019年11月29日現在)のうち564,638株を持株会へ処分することを決議いたしました。割当先となる持株会の概要は以下のとおりです。

<割当先の概要>

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 名称: | 新明和グループ従業員持株会 |
| (2) 所在地: | 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 |
| (3) 理事長: | 野路 衛 |
| (4) 保有株式数: | 1,771,395 株(2019年11月27日現在) |
| (5) 保有比率: | 2.53%(発行済株式総数に対する比率) |

また、本日提出しました金融商品取引法に基づく有価証券届出書に記載された自己株式の処分数量(募集株式数)は、想定対象者のすべてが持株会に加入した場合の上限株数を想定しております。持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて想定対象者に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが若干名生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。

詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

以上